「習志野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例及び習志野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

令和3年度介護報酬改定において、厚生労働省で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正に伴い、省令の基準と同様に事業の一般原則について、令和3年習志野市議会第1回定例会にて承認をいただき、本条例に追加しました。

<改正目的>

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、地域包括ケアシステムの推進として「住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、切れ目なくサービスが提供されること」や自立支援・重度化防止の取り組みの推進として、「制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進する」ことを目的としています。

<改正内容>

現行事業の一般原則に、次の2点を追加しました。

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、サービスの提供に当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

<施行日>

令和3年4月1日